

○江東区地域自立支援協議会設置要綱

平成20年1月21日

19江保障第2444号

改正 平成21年10月14日21江保障第1620号

平成22年3月23日21江保障第3404号

平成24年5月10日24江福障第372号

平成25年4月1日25江福障第358号

平成28年3月31日27江福障第3564号

平成31年4月1日31江福施第1198号

令和2年3月30日31江福施第1710号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現に向け、地域における障害者等への支援体制を整備するとともに、障害者差別に関する相談、紛争等の防止、解決の推進等の取組を効果的かつ円滑に行うため、江東区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者差別に関する相談等に係る協議に関すること。
- (6) 地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 就労支援関係者
- (4) 権利擁護関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 障害者団体等の代表者
- (7) 相談支援事業者
- (8) サービス事業者
- (9) 区職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長は、第3条に定める委員の中から会長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会務を総理する。

4 部会の構成員及び運営事項については、別に定める。

(個人情報保護)

第8条 協議会及び部会の関係者が会議で使用する個人情報の取扱いについては、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害福祉部障害者施策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

江東区地域自立支援協議会 個人情報の取扱いに関する規定

平成 21 年 10 月 30 日

第1（目的）

江東区地域自立支援協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第8条で規定する個人情報の取扱いについて定めるものとする。

第2（個人情報保護条例等の遵守）

江東区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）及び協議会設置要綱第7条に基づく部会（以下「部会」という。）は、江東区の定める江東区個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、協議会及び専門部会の運営に当たり個人情報の取扱いに関する規定を遵守しなければならない。

第3（守秘義務）

協議会委員及び部会構成員等（以下「委員等」という。）は、協議会及び部会の運営により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協議会委員委嘱期間満了後又は部会構成員等期間満了後も同様とする。

2 委員等は区長に対して、秘密保持に関する承諾書を提出しなければならない。

第4（個人情報の管理）

委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退出管理が可能な保管室で厳重に個人情報を管理すること。
- (2) 協議会会長、部会部会長又は江東区長が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に協議会会長、部会部会長又は区長の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行なう場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の

漏洩等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業をしないこと。また、使用するパソコンには、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

2 協議会及び部会は、個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

第5（受渡し）

協議会会長及び部会部会長は、委員等に対し個人情報の受渡しを行なった際は、速やかに区長に報告をするものとする。

第6（個人情報の返還又は廃棄）

委員等は、協議会委員委嘱期間満了又は部会構成員期間満了時に、協議会及び専門部会の運営において利用する個人情報について、区長の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報の返還、消去又は廃棄に際し、協議会会長、部会部会長又は区長より立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体について当該個人情報を判読不能とするのに必要な措置を講じなければならない。

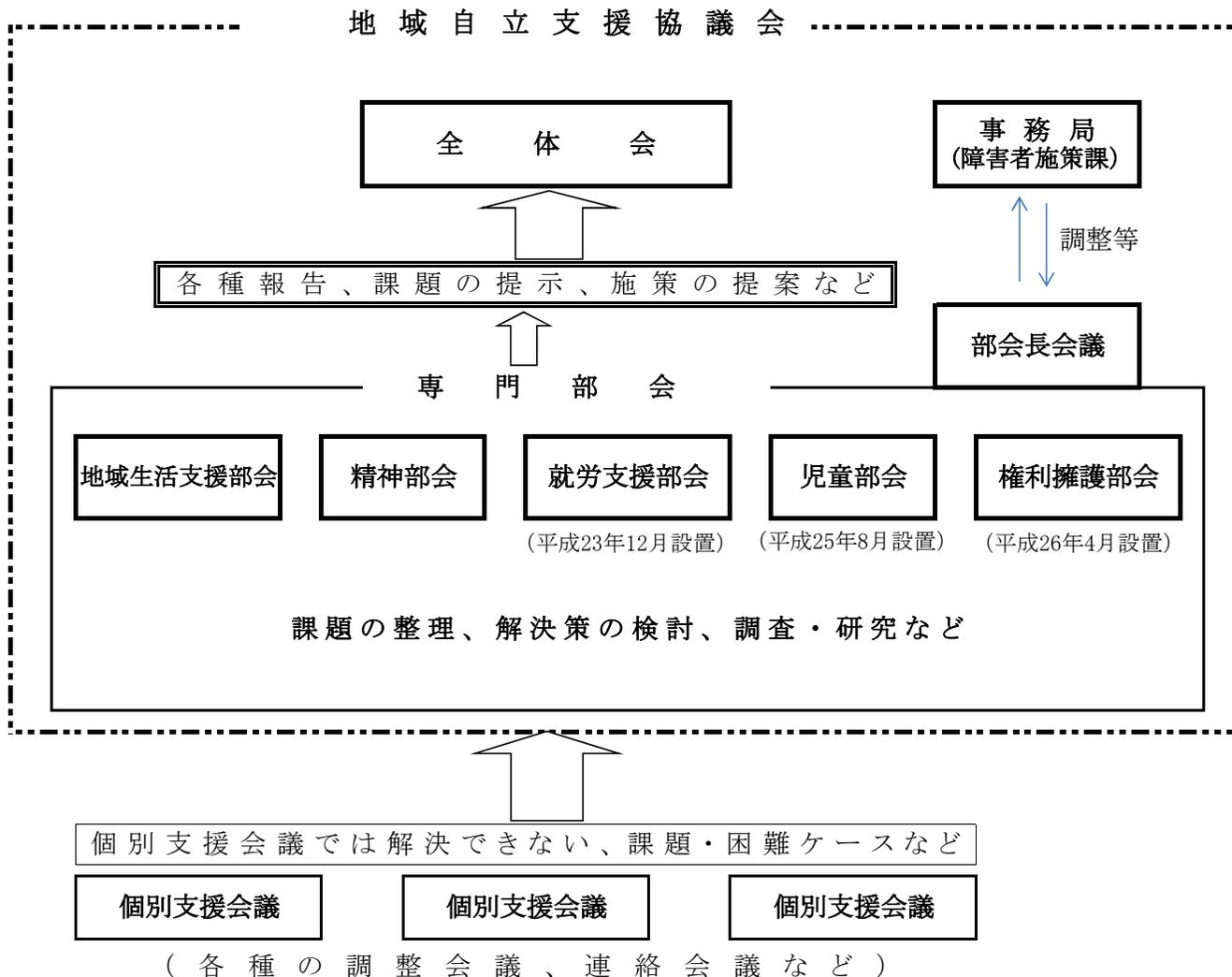
第7（定期報告及び緊急時報告）

委員等は、区長から個人情報の取扱いについて報告を求められた場合は、直ちに区長に対し報告しなければならない。

第8（事故時の対応）

委員等は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに協議会会長及び区長に対して、当該個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、区長の指示に従わなければならない。

2 区長は、協議会及び部会の運営に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて、当該事故に関する情報を公開することができる。



【全体会】

部会からの報告や提案を受けて、協議会としての意思決定や確認を行う。

委員は、設置要綱第3条に基づき、多分野・多職種の人材で構成(区から委嘱)。

専門部会から上げられた地域の課題を、課題のまままで終わらせないため、計画推進協議会等へ提言していく。

また、障害者自立支援法の改正を受け、障害福祉計画の策定・変更時には、意見具申をする。

【専門部会】

個別支援会議から持ち上げられた地域の課題につき、実務者レベルで検討を行う。

課題解決のための調査研究や施策提案等の具体的な結果を出すことを指向する。

部会員は、設置要領第3条に基づき、必要に応じて構成する。

【部会長会議】

必要に応じて開催。課題や情報の共有化、各部会間の調整等を行う。

また、全体会に先立ち、案件によっては専門部会との調整を要するものもあるため、事務局と部会長(全体会委員)との事前調整の場としての機能も果たしている。

【事務局会議】

地域自立支援協議会の運営等について、事務レベルで協議・調整する場。メンバーは、全体会及び各専門部会(WG含む)の事務局担当者。

【個別支援会議】

個々の障害者の課題解決やサービスの利用調整のために、本人・家族・相談支援事業者等の関係者が集まって協議をする場。

支援に必要な社会資源がないなど、個別支援会議では解決できない課題を地域自立支援協議会へ持ち上げていく。

令和2年度 障害者差別解消法受付台帳(8件)

| No. | 受付日 | 相談者 | 相手方(事業者等) | 相談内容 | 対応内容 |
|-----|-----------|---------|-----------|--|--|
| 1 | R2. 5. 21 | 精神障害者 | 家族 | 精神疾患があるため、夫が家計管理を行っている。夫には多額のカードローンがあるため、借金を返済できるか夫に聞いたところ「お前は精神疾患があるのだから、黙っている。」と言われた。再度夫に上記のような発言を言われた場合、「差別である」と言い返して良いものなのか。 | 個人間の問題であり、当事者同士の状況も不明のため、差別とは断定できないと回答したところ、相談者が納得し終了。 |
| 2 | R2. 6. 11 | 聴覚障害者 | 民間事業者 | 電話リレーサービスを利用してインターネットを解約しようとしたが、委任状が必要と言われた。代替案を聞いたところ、区役所へ行き、障害福祉課の職員や手話通訳者を介するよう言われた。翌日、指示通りに区役所で手話通訳者を介し、解約したい旨連絡したところ、「ふれあいFAX」サービスで解約手続きができるとのことだった。前日の担当者からは「ふれあいFAX」の案内がなかったのは社員間の情報共有ができていないという組織全体の問題であり、「合理的配慮の不提供」にあたる。指導してほしい。 | 事業者には相談者と対応した対応者に事実確認を行ったところ、①区役所の手話通訳者から電話すれば手続きが可能という案内はしていない。②電話リレーサービスでの手続きができないと伝えた時点でふれあいFAXまたはWebによる手続きを案内しているとのことで両者の主張に齟齬が生じていた。相談者には①電話リレーサービスでも役所の手話通訳者でも解約はできないこと。②事業者の回答を待つてはどうか。③区からもサービスのわかりやすい周知方法を検討するよう伝えると回答し、終了。 |
| 3 | R2. 9. 1 | 精神障害者 | 行政機関 | 精神障害薬の副作用で化学物質過敏症を発症し、病院、介護施設、公共交通、スーパー、美容院など生活に必要な場が利用できなくなった。化学物質過敏症は身体障害手帳の対象外のため、適切な支援が受けられない旨、障害者支援課窓口で相談したが、利用できないという案内のみで終了した。現状の制度の中で他に利用できるものはないか、もっと積極的に支援が届くような案内をしてほしい。 | 対応した職員に確認したところ、身体障害手帳のサービスの主旨を説明し、保健所を案内したとのことであった。障害に配慮し、わかりやすい説明をするよう伝え、終了。 |
| 4 | R2. 9. 4 | 難病(保護者) | 民間事業者 | 職業体験施設を利用した際に、障害によりマスクをしていない子どもにマスクを着用するよう強く言われ、途中退出となってしまった。マスクが少しずれただけで注意され、他の人と距離がとれていても着用を強く言われた。もう少し配慮して欲しかった。区から先方へ、連絡し今回の件と思いを伝えてほしい。 | 事業者には事実確認を行った。新型コロナ感染拡大防止のためマスク着用の同意を取っているが、同意いただけない場合でもフェイスガード着用等の代替案を提案しただけ利用できるようなしている。ただ現場スタッフがマニュアルに厳格に適用しようとして、機械的に対応をした点については、配慮が足りていなかった。今後は、現場スタッフの対応についても、配慮ある対応ができるよう周知・研修などをしていくとのこと。 |

| No. | 受付日 | 相談者 | 相手方(事業者等) | 相談内容 | 対応内容 |
|-----|------------|-----------|-----------|---|--|
| 5 | R2. 11. 10 | 発達障害(保護者) | 民間事業者 | <p>こどもを英語スクールに通わせている。受講態度について2回ほど口頭で注意を受け、この度スクールからメールで間接的に退学を勧告された。契約書には、障害(発達障害を含む)により授業に支障をきたす場合は生徒資格の停止、除籍を命じるような記載があり、今後もこどもの受講態度に劇的な改善が見られない場合は、契約書の内容に基づき対処させていただく、という内容のメールで間接的な退学勧告と理解している。</p> <p>発達障害だから劇的な改善など無理。事業者が発達障害のこどもに十分に対応していないのが腑に落ちない。合理的配慮が足りていない。民間企業に対する障害者への合理的配慮について、国の障害者差別解消法では努力義務となっているが、都条例では義務であると認識している。彼らが都条例に違反しているとメールに書きたいが、その認識で合っているか。</p> | <p>合理的配慮について、都条例で義務だが罰を与えることを意図した条例ではなく障害者への合理的な配慮や建設的な対話を求めることを意図している。入学にあたり双方で契約書交わしており、お互いに書面の記載内容は承知したということになるが、その上で障害が原因となって問題が生じたのであれば、その時点でお互いに納得できるような対話、説明が必要だったのではないかと。スクール側は、お子様のスクールでの現状を保護者にきちんと説明し、建設的な対話を持つ義務はあるが、一方で、お子様の受講態度やそれに対処することが事業者として過重な負担(お子様の対応に指導者を追加せざるを得ない、他の受講者への指導が進まないなど)である場合、義務とは言えない。</p> <p>上記の旨を伝え相談者が納得し終了。</p> |
| 6 | R2. 11. 24 | 当事者(障害不明) | 行政機関 | <p>化学物質過敏症で酸素ボンベが必要となった。呼吸器障害の方には助成があるが、制度を利用するには身体障害者手帳が必要か。それとも障害者差別解消法に基づいて化学物質過敏症や精神障害の方も酸素ボンベやタクシー券、訪問理容等のサービスの利用を希望することができるのか。役所には、法律上然るべき公平な障害者支援サービスを受けられるようにする法的義務があるのではないかと。</p> | <p>酸素ボンベ(酸素吸入装置)については、身体障害者手帳(呼吸器)3級以上で医師により酸素吸入装置の使用を認められた方が対象。対象とならず障害者支援サービスが受けられない場合、区役所に法的義務が生じるかという点については、行政サービスは議会の議決を経た予算や法令により定められた審査に基づいて決定していることから、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供にはあたらない旨を説明し終了。</p> |
| 7 | R3. 3. 11 | 知的障害者 | 民間事業者 | <p>(1点目) 鉄道事業者の窓口にて、乗車券・特急券を買う際に、座席について本人の希望を最後まで聞かずに駅員さんが席を決めてしまうので、もっと丁寧に本人の希望をきちんと聞いて対応してほしい。</p> <p>(2点目) 地下鉄を利用する際に、駅員さんに挨拶をするが、目をそらして挨拶を返してくれない(挨拶をしてくれるのは、1人だけ)。目をそらさずにきちんと挨拶をしてほしい。</p> | <p>事業者へ相談内容を伝えたとこ、対応を改善するよう担当部署に伝えるとのこと。</p> <p>相談者の希望としては、区から先方へ連絡し今回の件と想いを伝えてほしい、その後の連絡等は必要ないとのことだったので、以上で対応終了。</p> |

| No. | 受付日 | 相談者 | 相手方(事業者等) | 相談内容 | 対応内容 |
|-----|-----------|-------|-----------|---|--|
| 8 | R3. 3. 18 | 精神障害者 | 行政機関 | <p>図書館の本の宅配申請について、メールで障害特性への配慮を求める旨の要望を行ったが、伝わらなかった。</p> <p>精神障害のため1対1の対応や質問を理解することが難しく、また、コロナ予防の観点から、職員との接触時間を最小限にするため、事前の質問送付などをメールで要望したところ、「質問は職員訪問当日に行う」という趣旨(ただし、質問への回答は当日に限らず後日可)の回答を受けた。当日の所要時間についても最大1時間程度、職員2名で訪問するとのことだった。</p> <p>質問内容がどれくらいか、どのようなことを聞かれるかと思うと負担になる。職員2名の訪問は精神的な負担があり、病気の悪化につながりかねない。コロナ禍のなか、当日のやり取りに時間を費やすことは理解できない。</p> <p>申請書類や質問事項の事前送付、提供できる利用方法の事前提示など、相談者が事前に用意できるよう配慮し、訪問滞在時間を最小限にしてほしい。そのうえで滞在時間の概算を事前に知らせてほしい。図書館の本の宅配申請、図書館の利用でこのように図書館とやり取りするのが大変負担なため、申請・利用するための情報や案内は小出しにせず、一度にまとめて出してほしい。</p> | <p>所管課へ事実確認を行ったところ、通常、図書館の本の宅配は事前に職員が2名利用者宅を訪問して、決定している。相談者に対しても同様に職員2名で訪問し、サービス対象者であるか審査を行う予定であったが、相談者からの申し出があったため、事前に質問についてメールでやり取りを行っていたとのことであった。</p> <p>当日のやり取りの中で新たに質問事項が出てくる場合や、状況を伺ったうえで別の利用方法を提案する必要があるため、要望通りにすべて事前に送付することは難しいが、事前に記入できる書類の送付や、相談者の回答に対する再質問の事前送付、訪問時間を最小限にし、所要時間を事前に知らせることなど対応可能とのことであった。ただし、職員2名の訪問については、複数の職員の視点で適切に判断するために必要であるとのことであった。</p> <p>相談者の主訴を踏まえ、事前に質問事項を聞き、訪問時間を最小限にするよう所管課に対応を依頼した。</p> <p>上記内容を相談者へ回答したところ、了解はできないが、手続きを進めるとのことだったため、その旨所管課へ伝え、終了。</p> |

令和2年度 江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

| 令和2年度の目標内容 | | 目標達成状況 | |
|---|---------|----------------------|---|
| ① 物品及び役務の種別毎の調達件数及び調達金額がともに前年度実績を上回る ② 調達件数及び調達金額それぞれの合計がともに前年度実績を上回る ③ 調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績を上回る ④ その他 | ④その他の内容 | ○達成 △一部達成 ×未達成 | 具体的に目標に対してどのような実績だったことから達成(又は一部達成)としたのか記載 ※△(一部達成)、未達成(×)の場合のみ記入 |
| ③ | — | × | 新型コロナウイルス感染拡大防止による施設の休業、イベント中止等のため、注文数が減ったことにより、調達件数・金額ともに前年度実績を下回った。 |

| 調 達 先 | 物品 | | | | | | | | | | 役務 | | | | | | | | | | 合計 (物品+役務) | | うち 随意 契約 | | | | | |
|---|-----------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----|-----------|---------|-----------|-------------|-----------|------------------|-----------|---------------------|-----------|------------------|-----------|---------------|-----------|----------------|-----------|----|-----------|----|-----------|
| | ① 事務用品 書籍 | | ② 食料品・飲料 | | ③ 小物雑貨 | | ④ その他の 物品 | | 物品計 | | ① 印刷 | | ② クリーニング | | ③ 清掃・ 施設管理 | | ④ 情報処理 テープ起こし | | ⑤ 飲食店等 の運営 | | ⑥ その他の役務 | | 役務計 | | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) |
| | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | | | | |
| 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所 | 1 | 13200 | 6 | 316064 | 26 | 4589232 | | | 33 | 4918496 | 9 | 1013516 | 1 | 12394800 | 2 | 453221 | | | | | 1 | 115500 | 13 | 13977037 | 46 | 18895533 | 43 | 15324108 |
| 共同受注窓口 | | | 2 | 10400 | | | | | 2 | 10400 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 2 | 10400 | 2 | 10400 |
| 特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体 | | | | | | | | | 0 | 0 | 1 | 145200 | | | | | | | | | | | 1 | 145200 | 1 | 145200 | 1 | 145200 |
| 計 | 1 | 13200 | 8 | 326464 | 26 | 4589232 | 0 | 0 | 35 | 4928896 | 10 | 1158716 | 1 | 12394800 | 2 | 453221 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 115500 | 14 | 14122237 | 49 | 19051133 | 46 | 15479708 |

令和3年度江東区による障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、江東区（以下「区」という。）が令和3年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針

（1）調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

（2）対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設

（ア）障害者支援施設

（イ）地域活動支援センター

（ウ）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（エ）障害者の地域における作業活動の場として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

イ 障害者を多数雇用している企業

（ア）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社） ※1

※1 障害者雇用を目的として設立された子会社のことで、子会社で雇用された障害者は、親会社の雇用率に算定できる。

(イ) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所） ※2

※2 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- 1) 障害者の雇用者数が5人以上
- 2) 障害者の割合が従業員の20%
- 3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ウ 在宅就業障害者等

(ア) 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供の業務を自ら行う障害者）

(イ) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 物品等の調達目標

区は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を、庁内各課に対して行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を、各課で積極的に活用すること。

(5) 契約への取組

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこと。

6 調達実績の公表

区は、調達実績について、年度終了後に、その概要をとりまとめ、公表するものとする。

7 その他

区は、障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

指定特定相談支援事業について

1 指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移

| | H27.3 | H28.3 | H29.3 | H30.3 | H31.3 | R2.3 | R3.3 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業所数 | 18 | 29 | 30 | 29 | 28 | 29 | 30 |
| <内障害児相談事業所数> | 9 | 14 | 15 | 15 | 13 | 14 | 13 |
| 相談支援専門員数 | 36 (23) | 53 (30) | 54 (33) | 54 (33) | 54 (32) | 48 (30) | 53 (31) |
| <内障害児相談員数> | - | - | - | - | 24 (14) | 18 (13) | 19 (14) |

障害児相談支援事業所数及び障害児相談員数は上段の内数、()内は兼務職員の数

2 計画相談実績の推移

| | | H27.3 | H28.3 | H29.3 | H30.3 | H31.3 | R2.3 | R3.3 |
|-------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 障 害 者 | 受給者数 | 2,581 | 2,753 | 2,900 | 2,981 | 3,113 | 3,217 | 3,275 |
| | 計画作成済数 | 662 | 2,445 | 2,802 | 2,981 | 3,113 | 3,217 | 3,275 |
| | セルフプラン | 33 | 807 | 500 | 994 | 984 | 1,001 | 1,084 |
| | セルフプラン率 (%) | 5.0 | 33.0 | 17.8 | 33.3 | 31.6 | 31.1 | 33.1 |
| 障 害 児 | 受給者総数 | 927 | 1,138 | 1,331 | 1,372 | 1,647 | 1,738 | 1,853 |
| | ※1 児童発達支援 | 522 | 348 | 664 | 650 | 885 | 939 | 984 |
| | ※1 放課後等デイサービス | 385 | 323 | 573 | 621 | 718 | 769 | 842 |
| | ※1 保育所等訪問支援 (※3) | 40 | 138 | 201 | 244 | 167 | 132 | 134 |
| | 計画作成済総数 | 395 | 1,138 | 1,331 | 1,372 | 1,647 | 1,738 | 1,853 |
| | ※1 児童発達支援 | 209 | 348 | 398 | 433 | 469 | 380 | 302 |
| | ※1 放課後等デイサービス | 177 | 323 | 422 | 470 | 541 | 521 | 524 |
| | ※2 保育所等訪問支援 (※3) | 40 | 135 | 201 | 241 | 165 | 80 | 55 |
| | セルフプラン総数 | 0 | 260 | 227 | 369 | 593 | 822 | 1,018 |
| | セルフプラン率 (%) | 0.0 | 22.8 | 17.1 | 26.9 | 36.0 | 47.3 | 54.9 |

※1 各サービスの実人数だが重複利用含むため総数と一致しない

※2 セルフプランを除く実人数

※3 未就学児年齢および就学児年齢の実人数

3 事業所への支援

「特定相談支援事業所就業・定着促進事業」の実施 (27年度～)
(相談支援専門員の育成及び確保に係る事業)

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 令和2年度

(1) 障害福祉サービス事業所への緊急支援

新型コロナウイルス感染症拡大による通所自粛要請や、感染リスクによる職員の離職等、対応に苦慮する障害福祉サービス事業所に対し、1事業所あたり50万円（30万円）の緊急補助を実施。

(2) PCR検査費用補助

障害福祉サービス事業所の利用者・従業者を対象に実施したPCR検査費用の補助を実施。

グループホームへの新規入所者を対象に実施するPCR検査費用の補助。

(3) マスク、手袋等衛生資材の提供

(4) 在宅要介護者への支援

在宅介護している家族等が患したことにより、日常生活に支援が必要となった障害者の自宅に介護者を派遣した事業所に対し、派遣に要する経費の補助及び支援に必要なサージカルマスクや医療用ガウン等資材を提供。

2 令和3年度

(1) PCR検査費用補助

障害福祉サービス事業所の従業者及び利用者を対象に定期的を実施するPCR検査費用の補助。

グループホームへの新規入所者を対象に実施するPCR検査費用の補助。

(2) マスク、手袋等衛生資材の提供

(3) 在宅要介護者への支援

在宅介護している家族等が患したことにより、日常生活に支援が必要となった障害者の自宅に介護者を派遣した事業所に対し、派遣に要する経費の補助及び支援に必要なサージカルマスクや医療用ガウン等資材を提供。

(4) ワクチン接種

接種案内の点訳

集団接種会場への手話通訳者派遣

障害福祉サービス事業所従業者への優先接種

生活介護事業所への巡回接種